

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。
- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。
- 3 平成22年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。このため、必要な組織・体制を整備する。
- 4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。
  - ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
  - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。  
また、内部監査及び第三者（監事等）により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。
- 5 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 総合的事項

- (1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。
- (2) 毎年度、自己点検・評価委員会において、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を行う。  
さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

#### 2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価

を行う。

○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価

- ① 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、平成20年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価について、多面的な調査を行うこと等により検証する。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行う。

### 3 学位授与

学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。

なお、学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。

また、学位授与基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を適切な方法で行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。また、不合格者に対しては、不合格の理由を明らかにするなど、今後の学修に資するよう配慮する。
- ② 申請等に関しては、事業の円滑な実施等に十分配慮しつつ、利便性の一層の向上を図る。
- ③ 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす専攻科については認定する。
- ④ 上記③により認定された専攻科における教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持しているかという観点で、原則として7年ごと（認定後、最初は5年）に審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ① 省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす課程については認定する。
- ② 上記①により認定された課程の教育の実施状況等について大学又は大学院と同等の水準を維持しているかという観点で、原則として5年ごとに審査を行う。
- ③ 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められるものに、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

### 4 調査及び研究

調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

- ① 大学評価システムの検証と開発に関する研究

これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価（分野別評価等）の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行う。

② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。

③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究

大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する調査研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究

機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自の業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究

学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化（国内外の機関間移動等）に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。

イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。

(3) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

## 5 情報の収集、整理、提供

(1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するための情報を収集・整理し、提供する。

② 学習者の保護や国際的通用性の観点から、評価を中心とした包括的な質保証の情報を収集・整理し、情報提供を行う。

③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの充実やその活用を図る。

④ 広報活動を通して、評価事業に関する情報を積極的に発信する。

- (2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供
- ① 大学等で行われている学習機会に関する情報を収集・整理し、提供する。
  - ② 機構が授与する学位に関連する情報（「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」等）を収集・整理し、提供する。
  - ③ 広報活動を通して、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。

## 6 認証評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第110条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。

なお、認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価
- ① 大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って当該大学等の教育研究活動等の総合的状況について評価を行う。
  - ② 評価を適切に行うため大学等関係者や学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
  - ③ 機構が行った当該大学等の評価について、評価報告書を作成し、当該大学等及びその設置者に通知し、公表する。
  - ④ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
- ① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育活動等の状況について評価を行う。
  - ② 評価を適切に行うため、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
  - ③ 機構が行った当該法科大学院の評価について、評価報告書を作成し、当該法科大学院を置く大学に通知し、公表する。
  - ④ 法科大学院の特性を考慮し、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

## 7 その他上記の業務に附帯する業務

- (1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成
- ① 評価事業の円滑な実施を図るため、国内の評価機関等との連携・協力を進める。
  - ② 大学等の評価関係者及び評価担当者の育成のための活動を行う。
- (2) 国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行う。

### Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（1,109百万円）に比べて5%以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続することとする。

職員の給与については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表を行う。

### Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

### Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

### Ⅵ 剰余金の使途

- 1 評価業務の充実
- 2 学位授与業務の充実
- 3 調査研究業務の充実
- 4 情報収集・整理・提供業務の充実

### Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画

#### （1）方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに

に専門的研修事業の活用を行う。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

4, 689百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

## 平成21年度～平成25年度 予算

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	8,785
大学等認証評価手数料	715
学位授与審査手数料	581
その他	38
計	10,119
支出	
業務等経費	7,164
うち 人件費(退職手当を除く)	4,312
物件費	2,788
退職手当	64
大学評価等経費	715
学位授与審査経費	581
一般管理費	1,659
うち 人件費(退職手当を除く)	1,018
物件費	641
退職手当	0
計	10,119

## [人件費の見積り]

期間中総額: 4,689百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

## [運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T_c(y)) \times \alpha 1(\text{係数}) + T_c(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) + Tr(y) \} + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

C(y): 当該事業年度における一般管理費。

$\varepsilon(y)$ : 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$ : 一般管理効率化係数、 $\Delta 3\%$ 。

$\alpha$ 2: 事業効率化係数、 $\Delta$ 1%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費 $P(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y) \\ = \{ (Pr(y-1) \times \gamma (\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma (\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y) \}$$

$P(y)$ : 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

$Pr(y)$ : 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。 $Pr(y-1)$ は直前の事業年度における $Pr(y)$ 。

$Pc(y)$ : 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。 $Pc(y-1)$ は直前の事業年度における $Pc(y)$ 。

$Tr(y)$ : 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

$Tc(y)$ : 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

$\gamma$ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$ 。

$\sigma$ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$ 。

(2) 事業経費( $R(y) + Pr(y) + Tr(y)$ )

毎事業年度の事業経費中の物件費 $R(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

$R(y)$ : 当該事業年度における事業経費中の物件費。 $R(y-1)$ は直前の事業年度における $R(y)$ 。

$\beta$ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$ 。

$\gamma$ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$ 。

(3) 一般管理費( $C(y) = Pc(y) + E(y) + Tc(y)$ )

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$E(y)$ : 当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

$\beta$ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$ 。

(4) 事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]  
上記各事項毎に記載。

## 平成21年度～平成25年度 収支計画

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	10,109
經常費用	10,109
業務等経費	7,004
大学評価等経費	715
学位授与審査等経費	581
一般管理費	1,572
減価償却費	237
財務費用	0
収益の部	10,109
運営費交付金収益	8,539
大学等認証評価手数料	715
学位授与審査等手数料	581
資産見返物品受贈額戻入	30
資産見返運営費交付金戻入	207
雑収入	38
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

## 平成21年度～平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	10,119
業務活動による支出	9,872
投資活動による支出	247
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	10,119
業務活動による収入	10,119
運営費交付金による収入	8,785
その他の収入	1,333
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。